

資源循環・廃棄物管理法案(第二次案)のポイント

民主党循環社会WT

下線部＝第一次案からの変更・追加した点

1. 省資源・循環型社会に向けた廃棄物・リサイクル政策の統合

- 現行の廃棄物・リサイクルの縦割りによる問題をなくすため、ドイツの循環経済法と同様に、資源循環・廃棄物管理法案が廃棄物とリサイクル政策を統合
- 大量生産・大量消費・大量リサイクル社会ではなく、省資源社会を目指す
 - 省資源社会に向け、法律に定められた諸原則に従い、個別のリサイクル法(容器包装、家電等)を再構築

2. 廃棄物・リサイクル政策の原則を確立

- 環境への影響が疑われる場合には、個人の持つ権利との調和を図りつつ、予防的に施策を講ずることを原則とする(予防原則の確立)
- 廃棄物については、国内・区域内で処理することを原則とする
- 廃棄物・リサイクル対策の優先順位を確立
 - 資源・エネルギーの使用抑制、廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル、適正処理の優先順位を法律に明記(例外あり)
 - 熱利用(燃料化)が認められる要件(環境適合性、代替不可能)を明記
 - 有害物質を含む製品に関する原則(代替物質使用、無害化・安定化等)を法律に明記
 - 有害化学物質については、化学物質法(仮称)とリンクさせ、管理を徹底
- 省資源・リサイクルを実質的に担保

- 一定規模以上の事業者に対して、政府の定めるガイドラインに沿って省資源計画策定を義務づけ
- 製品アセスメント、製造禁止、製造規制、目的・用途規制、引取義務等製品に関するきめ細かな規制の導入し、省資源・リサイクルを推進
- 経済的手法(デポジット、焼却税、埋立税)の導入
- リサイクルが技術的に可能なものについて埋立処分を禁止(例外あり)
- 製品・廃棄物に関する情報公開による施策の透明化
 - 製品の環境負荷情報についての情報公開
 - 製品に対する表示制度(分別回収、素材、有害物質等)
 - 廃棄物についての情報公開を義務づけ

3. 現在の廃棄物・リサイクル行政の問題点に適切に対処

- 廃棄物の定義の見直し
 - 有価・無価・占有者の意思に関わらず客観的に廃棄物を定義

→ 「有価物」と称する廃タイヤなどについても廃棄物に関する規制を適用

 - 一般廃棄物と産業廃棄物(限定列举)の区分を見直し、事業者の排出する廃棄物はすべて事業系廃棄物として、事業者の責任として処理
- 廃棄物を巡る問題への対応
 - 市町村が廃棄物を認定し、速やかに廃棄物を処理させる
 - 廃棄物処理施設の許可要件に、周辺住民との協定締結を義務づけ
- 排出者責任の徹底

- 排出者は委託した場合にも免責されず、不法投棄等に対する責任を負う

→ 不適正処理が横行する現状を抜本的に改革

○ リサイクル施設への環境規制の適用

- リサイクル施設についても届出を義務づけ(ただし、特定有害廃棄物を取り扱う場合には許可)
- リサイクル施設についても環境に関する規制(保管・衛生・処理基準等)を適用し、リサイクル名目の不適正処理を防止

4. 市場メカニズムと計画的・経済的・規制的手法のベストミックス

○ 国、地方自治体による計画的な省資源化・資源循環の推進

- 国が省資源・リサイクル・廃棄物管理に関する基本方針を策定
- 国がマテリアルバランスに関する目標を設定
- 国全体のリサイクル目標を業種毎に設定
- 市町村は、国の基本方針に沿って廃棄物減量計画を策定
- 国・地方公共団体の率先実行による省資源化、リサイクル品の需要拡大

○ リサイクル率・回収率の設定等による事業者の自主的取組の促進

- リサイクル率・回収率の引き上げが必要な製品を政令により指定(=特定製品)
- 特定製品のリサイクル・回収率をモニタリングし、目標達成がなされない場合の措置(強制デポジット、個別法)を用意

- 回収率が設定できない製品(医薬品等)についても自主的回収制度を創設
- デポジット・焼却税・埋立税などの経済的措置により省資源社会へと誘導
- 資源税(バージンタックス)などの経済的措置を検討
- リサイクル財の規格化による利用の拡大
- リサイクル施設の届出義務化、廃棄物処理施設の業の許可の廃止等による規制の適正化
- 罰則の強化等による廃棄物管理の徹底
 - 不法投棄・不適正処理の際の罰則強化
 - 自然環境の回復を含め、原状回復責任を強化
 - 排出事業者の責任として、営業停止等の措置を設ける

5. その他

- 行政に対する不満の解消
 - 廃棄物の認定に対する不服審査・行政訴訟制度
 - 廃棄物情報の公開に関する不服審査・行政訴訟制度の整備

以 上